

第 1 2 9 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 1 1 月 1 8 日 (木) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 3 年 1 1 月 1 8 日 (木) 午後 2 時 0 0 分
- 3 閉会の日時 令和 3 年 1 1 月 1 8 日 (木) 午後 2 時 3 0 分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号 市役所 7 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別  
出席 1 5 名 欠席 2 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	欠席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	欠席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者  
事務局: 担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司 参事監 真田 明彦  
総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 竹田 了久  
農地担当係長 三浦 諭 主任 中島 明子

- 7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について  
(2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について  
(3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について  
(4) 転用事業計画変更承認申請について  
(5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)  
(6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定)  
(7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)  
(8) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について  
(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について  
(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について  
(4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 令和 3 年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 4番 板野 元次 16番 信定 知福

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第129回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。4番、板野委員 16番、信定委員 をお願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

三浦係長 議案の訂正はありません。また、10月の許可で、面積が3,000㎡超の案件、南区藤田の農地改良につきまして、10月28日の県農業会議に諮問し、許可適当の答申がありましたので許可指令書を交付したことを報告します。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1番、受人は花尻みどり町に居住し、約25アールの農地を耕作する農業者で、受贈により白石の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は中原に居住し、約64アールの農地を耕作する農業者で、増反により中原の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は芳賀に居住し、約2.1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、受贈により芳賀の田畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は西古松西町に居住し、約24アールの農地を耕作する農業者で、受贈により富原の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は三和に居住し、約37アールの農地を耕作する農業者で、増反により三和の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は芳賀に居住し、約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により福谷の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は栢谷に居住し、約62アールの農地を耕作する農業者で、増反により栢谷の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は海吉に居住し、約41アールの農地を耕作する農業者で、増反により今岡の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は南区豊成一丁目に居住し、約89アールの農地を耕作する農業者で、受贈により七日市西町の田について共有者から持分を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を  
お願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から9番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりでいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見  
です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 10番、受人は日近に居住し、約32アールの農地を耕作する農業者で、増反  
により日近の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、  
問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて  
満たしていると考えます。

11番は11月9日付けで取り下げです。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を  
お願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、取り下げの11番を除く10番について協議したとこ  
ろ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見  
です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長

12番、受人は御津伊田に居住し約90アール耕作する農業者で、増反により御津伊田の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は建部町西原に居住し約60アール耕作する農業者で、増反により御津中泉の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は建部町川口に居住し約88アール耕作する農業者で、受贈により建部町川口の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は建部町桜に居住し約49アール耕作する農業者で、受贈により建部町桜の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は中区礪に居住し約1.3ヘクタール耕作する農業者で、増反により建部町角石谷の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長

御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員

御津・建部地区協議会で、12番から16番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし

議長

次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任

17番、受人は南区内尾に居住し、世帯で約2.5ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は南区浦安本町に事務所を置き、約1.5ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は、東区瀬戸町江尻に居住し、世帯で約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、経営移譲により西畦の畑に10年間の使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、

問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は南区大福に居住し、世帯で約1ヘクタール程度の農地を耕作する農業者で、受贈により大福の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は南区飽浦に居住し、世帯で約37アールの農地を耕作する農業者で、経営移譲により北浦、飽浦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、17番から21番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし

議長 それでは申請等(1)については、取下げの11番を除き、中・中央地区1番から南区21番までの20件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1番、転用目的は農地改良のための一時転用です。

申請人は、川入で農産物の生産及び販売等を営み、21ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、水稻耕作地の拡大に伴い、農地改良により育苗用地を拡大し、営農効率化を図ろうとするものです。農地改良期間は、令和3年12月1日から令和4年1月31日までです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地改良のための一時転用でもあり、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番と3番は一体利用ですので、併せて説明します。

転用目的は農地改良のための一時転用です。

2番の申請人は、大井に居住し、1ヘクタールの農地を耕作する農業者兼会社役員、3番の申請人は、下高田に居住し、1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、原野化した農地を伐採し、傾斜地を水平に盛土した後、栗を栽培しようとするものです。農地改良期間は、令和3年11月29日から令和6年11月28日までです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地改良のための一時転用でもあり、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で1番から3番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし

議長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 4番、後述の農地法第5条との同時申請で転用目的は住宅用地及び所有農地への通路です。

申請人は御津吉尾で農業を営んでおりますが、既設の通路を拡幅し、通路として利用するため、申請地を転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で4番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 5番、本件は、令和3年5月18日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は南区小串の父所有の実家に子供2人、父との4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となることから、実家の近隣で、父の所有する農地に近く、農業を手伝うのにも便利な自身の所有する申請地に自己住宅を建築しようとするものです。なお、現居所には父が引き続き居住することです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で5番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 それでは申請等(2)は北・吉備地区1番から南区5番までの5件ですが、全件許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1番、令和3年10月に農振除外済の案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は檜津の実家に両親と弟で生活しておりますが、令和4年7月に結婚の予定があり、実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、令和3年10月に農振除外済の案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は倉敷市連島町の借家に夫婦と子供1人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近く、妻の祖父が所有する申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から6番は、同じ地域ですので一括して説明します。いずれも令和3年10月に農振除外済の案件で、転用目的は自己住宅です。

3番、申請人は、花尻ききょう町の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、夫婦の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は、花尻ききょう町の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、夫婦の通勤および妻の帰省にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は、西辛川の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居に近く、生活環境が変わらず、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は、北長瀬表町二丁目の借家に夫婦と子供3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、妻の勤務先に近く、夫の通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番と8番は同じ地域ですのであわせて説明します。転用目的は、自己住宅とゴミステーションです。

7番、申請人は、中区藤原西町一丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、夫の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は倉敷市笹沖に本店を置き、主に建築業及び不動産業を営んでいますが、申請地の南西側に隣接する農地に対し、12件の転用許可申請に関わっており、地元町内会及び転用許可申請者の要望により、新たなゴミステーションの設置と管理をすることとなったことから、申請地を所有権移転し、ゴミステーションとして転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、令和3年10月に農振除外済の案件で、転用目的は犬の訓練施設です。

申請人は、自宅で令和2年にドッグスクールを開業しましたが、事業拡大のため一定程度の広さの訓練施設が必要となり、自宅近くの申請地を所有権移転し、犬の訓練施設に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、令和3年10月に農振除外済の案件で、転用目的は自己住宅です。

芳賀の申請人は借家に1人で、檜津の申請人は実家に両親と3人で生活していますが、結婚の予定があり、新居を構えることにしたことから、妻の実家に近く、妻の母が所有する申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は姉と申請地に隣接する所有農地で温室農業を行っていますが、農業用車両の駐車スペースがないことから、申請地を所有権移転し露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己住宅です。

申請人は牟佐の借家に夫婦と子供の3人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近く、妻の父が所有する申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は自己住宅です。

申請人は花尻あかね町の借家に夫婦と子供2人の4人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を  
お願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から13番までの13件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

三浦係長

14番、転用目的は自己住宅です。

申請人は、花尻ききょう町の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、現住居に近く生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、令和3年10月に農振除外済みの案件で、転用目的は、露天駐車場です。

申請人は、国体町で社会福祉事業を営む法人で、北区日近で特別養護老人ホーム憩いの丘を運営していますが、かねてから従業員駐車場が不足しており、事業所近隣の申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、特定土地改良事業8年経過地のため1種農地と判断されますが、土地収用法該当の公益的施設に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は露天資材置場です。

申請人は、白石西新町で建設業を営む法人ですが、資材置場の不足により、事業所近隣の業務上便利な申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は自己住宅です。

申請人は、平野の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は自己住宅です。

申請人は、田中の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴

い家財道具が増え手狭となったことから、勤務先と実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で14番から18番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。

三浦係長 19番と20番は同時申請ですので併せて説明します。

19番と20番の転用目的は自己住宅用地及び通路です。

受人は御津新庄の借家に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え、手狭であることから、妻の実家に近く、両親の面倒を看るのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

住宅用地への進入に際しては、南側市道からの既設通路を申請地により拡張し、共有通路とします。

なお、通行等に関する同意書が添付されています。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、令和3年10月、農振除外済の案件で、転用目的は露天資材置場です。

受人は北区神田町二丁目に本店を置き、木材加工販売業を主に営んでいますが、隣接の建部工場で発酵処理された堆肥を袋詰して製品として出荷する前の一時ヤードとして申請地を転用するものです。

農地区分は、特定土地改良事業8年経過地の1種農地と判断されますが、工場隣接で集落に接続した業務上必要な施設であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で19番から21番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 22番、転用目的は、貸露天資材置場及び貸露天駐車場です。

申請人は南区小串にて鉄工業を営む法人の取締役ですが、法人の業務の受注が増え、取り扱う資材が増加したことにより、現在使用している資材置場、露天駐車場のスペースに不足が生じていることから、鉄工所の南側に隣接する申請地を所有権移転し、露天資材置場及び露天駐車場に転用した上で、自社鉄工所に貸与し、利用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、本件は、令和3年5月18日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、分家住宅です。

申請人は南区箕島の借家に、夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となることから、実家に近く農業の手伝いも

しやすい父の所有する申請地に使用貸借権を設定して分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅であり、父の所有する土地で他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、本件は、令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、自己住宅です。（資料では、農振除外公告日を令和3年10月18日と記載していますので、令和3年10月15日に訂正ください。）

申請人は南区豊成三丁目の借家に、夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となることから、夫婦の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、本件は、令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、露天資材置場、露天駐車場の敷地拡張です。

申請人は南区浦安南町にて建設業を営む者ですが、事業で使用する車両や重機を駐車するスペースが足りない状況であるため、現在利用している露天資材置場及び駐車場に隣接し、会社から近く業務を行っていくうえで便利な申請地を所有権移転して、既存敷地と併せて、露天資材置場、露天駐車場として利用するものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、転用目的は、露天資材置場です。

申請人は南区北浦にて建設業を営む者ですが、平成30年12月10日付で一時転用許可を受け、露天資材置場として貸借権を設定し3年間使用していましたが、公共事業の下請け業務が増加したことにより、今後も引き続き露天資材置場が必要なため自社の近隣である申請地を露天資材置場として、永久転用するものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番から30番は同じ地域ですので同時に説明します。

いずれも転用目的は、自己住宅です。

27番、申請人は北区伊島北町の借家に夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となることから、妻の勤務先から近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人は、南区大福の借家に夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となることから、現居所から近く生活環境が変わらない申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

29番、申請人は、北区平田の借家に妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となることから、自身の勤務先から近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

30番、申請人は、倉敷市児島田の口の借家に妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となることから、妻の勤務先から近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも福田地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、転用目的は自己住宅です。

申請人は北区田中の借家に妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え手狭となることから、実家に近く相互に協力しやすい他、夫の勤務先からも近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターより半径500mの円で囲まれる区域の面積に占める範囲内の宅地面積の割合が40パーセントを超える場合、40%となるまで半径を延長した区域内にあたる2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、22番から31番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし

議長 それでは申請等(3)については、中・中央地区1番から南区31番までの31件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし

議長 それではそのように決定します。

議長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、事務局より説明をお願いします。

三浦係長 1番、本件は、令和3年6月23日付で自己住宅を目的に許可となった案件で、変更後の転用目的も自己住宅です。

当初の転用者は、大幅な減収により住宅ローンの返済が困難な状況となり、転用目的を遂行できなくなりましたが、転用者の妻の融資が可能となり、申請人を妻に変更し、継続して転用事業を行うものです。申請人以外の変更はありません。

申請人は、久米の賃貸住宅に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、各々の職場に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし

議長 それでは申請等(4)については、1番の1件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし

議長 それではそのように決定いたします。次に申請等(5)から(7)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権の移転、利用権の設定、利用権の設定及び転貸(てんたい))について、一括して審議します。事務局より説明をお願いします。

中島主任 今回の利用集積計画について説明します。

まず、(5)所有権の移転は、10ページ中・中央地区1番の1件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から耕作者への移転です。

次に、(6)利用権の設定は、11ページ中・中央地区1番から4番まで、12ページ北・吉備地区1番から6番まで、13ページ南区1番で、中間管理機構による借入です。(7)利用権の設定及び転貸は、14ページ中・中央地区1番

から19ページ南区7番まで、農地中間管理機構が貸し付け希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画となります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

議員 長 異議なし

議長 長 それでは、申請等（5）から（7）までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

議員 長 異議なし

議長 長 それでは、原案のとおり決定いたします。

議長 長 次に申請等（8）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

中島主任 20ページ1番から23ページ17番までの17件で、16番は時効取得、残りは相続による所有権取得です。あっせん希望はすべてありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

議員 長 異議なし

議長 長 それでは申請等（8）については17件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

議員 長 異議なし

議長 長 それではそのように決定します。

議長 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

中島主任 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、24ページ1番から4番までの4件で、転用目的は賃貸住宅敷地1件、擁壁管理用地1件、共同住宅2件です。専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、25ページ1番から26ページ15番までの15件で、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場1件、自己住宅5件、分譲住宅地5件、進入路2件、宅地拡張1件、集合住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については27ページ1番から29ページ9番までの9件で、耕作目的5件、転用目的4件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、30ページ1番と2番の2件で、内容は農業用排水路1件、農業用通路・農業用露天駐車場1件です。

議長 長 これらの報告について、ご質問等がありますか。

議員 長 ありません。

議長 長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議長 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（12月13日（月）市役所7階会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 3 0 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員